

○議長 赤嶺奈津江さん これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ会議システムに保存してありますのでご確認ください。

開議（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって5番 伊佐園恵議員、6番 大城雅史議員を指名します。

日程第2．議長諸般の報告

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第2．議長諸般の報告を行います。町長からの追加議案として、議案第22号 南風原町教育委員会教育長の任命について、議案第23号 令和7年度南風原町一般会計補正予算（第9号）、報告第4号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告の3件が提出されております。議員からは議員提出案件として、陳情（令和7年）第13号、第19号の2件と、意見書第1号 イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交による平和解決を求める意見書の1件の提出があります。また、各常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、総務民生常任委員長から陳情審査報告書が提出されております。次に、決議第2号 閉会中の議員派遣についても議事日程のとおりそれぞれ後刻議題といたします。以上をもって諸般の報告といたします。

日程第3．議案第2号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第3．議案第2号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 おはようございます。議案第2号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月3日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月9日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月12日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論は

ありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 3点教えてください。議事録の……、ちょっと分からないことがあります。①政策調整官の廃止を今のタイミングで行う理由。②今まで残したままだったことで、予算編成にどのような不具合があったのか。③廃止によって、町民に与える影響はどのようなことが考えられるのか。以上、よろしくお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 ただいまの質疑にお答えいたします。政策調整官の廃止に関しましては、平成19年に地方自治法の改正に伴う業務変化への対応として設置し、平成22年から15年以上設置がないもので、それが長くそのままになっておりました。決裁等の事務規定において、代理で部長が決裁し続けており、本来の望ましい形式ではないままにされ続けてしまっていたものであるから、町長の任期中において、適正な形へ整理しておきたい旨の説明がありました。

2点目、これまで残した部分の予算編成についてでございますが、事務的な部分での説明はありましたが、予算上の不具合については、特段の説明はなかったと考えております。現在の部長制への運用で連携等は取られているとの説明から、特に不具合はないものだと考えております。

3点目、廃止によって町民に与える影響ということですが、部門の連携については、部内専門領域の統括においては、参事を置くことで必要に応じた部門の連携を強化することができ、対応可能であると説明がありました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第2号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第2号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起

立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4．議案第5号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第4．議案第5号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 議案第5号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月3日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月12日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第5号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第5号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5．議案第6号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第5．議案第6号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 議案第6号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月3日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月12日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第6号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第6号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6．議案第7号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第6．議案第7号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 議案第7号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月3日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月12日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第7号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第7号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7. 議案第8号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第7. 議案第8号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 議案第8号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月3日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月10日に担当部長、課長、職員の出席を求

め審査を行い、3月12日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第8号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第8号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8. 議案第9号 南風原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第8. 議案第9号 南風原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 議案第9号 南風原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月3日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月12日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第9号について討論

を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第9号 南風原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9. 議案第10号 南風原町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第9. 議案第10号 南風原町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 議案第10号 南風原町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 審査の経過 本案は、3月3日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月12日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第10号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第10号 南風原町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに

決定しました。

日程第10. 議案第11号 指定金融機関の指定期間の変更について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第10. 議案第11号 指定金融機関の指定期間の変更についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 議案第11号 指定金融機関の指定期間の変更について 審査の経過 本案は、3月3日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月9日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月12日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第11号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第11号 指定金融機関の指定期間の変更についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第11. 議案第12号 令和8年度南風原町一般会計予算

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第11. 議案第12号 令和8年度南風原町一般会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 議案第12号 令和8年度南風原町一般会計予算 審査の経過 本案は、3月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3

月9日に総務部総務課、企画財政課、税務課、住民環境課、3月10日に民生部こども課、保健福祉課、国保年金課の審査を行いました。3月12日に連合審査会を開き、経済教育常任委員会より審査報告を受け、当委員会から留意事項1点を付して報告し、同日まとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、留意事項1点を付し、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは留意事項を申し上げます。総務部住民環境課。予算書73ページ、歳出2款。総務費、3項。戸籍住民基本台帳費、1目。戸籍住民基本台帳費、12節。個人番号カード窓口等業務委託料。新たな業務委託については、今後丁寧な説明と慎重な検討をされたい。

次に、報告事項を申し上げます。1点目、教育部生涯学習文化課。予算書30ページ、歳入13款。使用料及び手数料、1項。使用料、4目。教育使用料、6節。社会教育使用料1,104万6,000円。公共施設のネット予約が開始され、町民の利便性は図られたものの、ネットでの予約が不得手な方も依然いらっしゃることから、施設利用者に対しては、引き続き丁寧に対応していることを確認しました。2点目、民生部こども課。予算書94ページ、歳出3款。民生費、2項。児童福祉費、1目。児童福祉総務費、1節。報酬。会計年度任用職員、社会福祉士、こども家庭センターについては、児童福祉部門と母子保健部門の窓口の統合を行い、地域福祉関係も同じフロアになることから、連携もしやすくなると説明がありました。3点目、民生部こども課。予算書104ページ、歳出3款。民生費、2項。児童福祉費、3目。児童厚生施設費、18節。学童クラブ補助金5億246万円。学童クラブについては、令和8年4月より、3支援増の31支援となり、入所定数は1,193人である。待機児童数は南風原小校区16名、北丘小校区20名、津嘉山小校区16名、翔南校区7名、合計59名との説明がありました。4点目、民生部国保年金課。予算書108ページ、歳出4款。衛生費、1項。保健衛生費、1目。保健衛生総務費、12節。妊婦歯科健診診査委託料。令和8年度より全ての妊婦を対象に妊婦歯科健診が実施されると説明がありました。5点目、経済建設部まちづくり振興課。予算書130ページ、歳出8款。土木費、4項。都市計画費、1目。都市計画費、12節。地域公共交通システム運行業務委託料、地域公共交通システム運行予約管理業務委託料。令和7年度の実績見込みでは総事業費が約2,691万円で、そのうち運賃収入は約400万円となっており、収益率は約15%となっているとのこと。また、町の負担額は約600万円となっているとの説明がありました。実証運行を通して見えてきた課

題として、利用者の多くが月額制会員であり、一部の利用者に利用が偏っていること。町内が比較的コンパクトで生活利便施設が町内に集約されるため、公共交通需要が想定より広がっていない可能性があること。さらに、財政面において町の負担が継続的に生ずることなどが挙げられておりました。町としては、本格運行を行うために収益率を概ね、50%程度まで高める必要があるとの認識が示されており、令和8年度において引き続き実証運行を行いながら詳細な検証を行い、その結果を踏まえて、令和9年度以降の本格運行の可否について判断するとの説明がありました。6点目、経済建設部都市整備課。予算書132ページ、歳出8款。土木費、4項。都市計画費、2目。公園費、12節。津嘉山公園指定管理委託料。指定管理者の選定については、パークゴルフ場の備品整理と並行して公募手続を進め、備品が整い次第供用開始できるよう調整していくとのこと。供用開始の目標は令和8年度中頃としているとの説明がありました。また、指定管理者については自治会に限定するものではなく、民間事業者や団体など、幅広く想定しており、地域住民との連携を図りながら、公園を地域の交流や居場所づくりにつながる場として活用していきたいと説明がありました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第12号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第12号 令和8年度南風原町一般会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第12. 議案第13号 令和8年度南風原町国民健康保険特別会計予算

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第12. 議案第13号 令和8年度南風原町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員

長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 議案第13号 令和8年度南風原町国民健康保険特別会計予算 審査の経過 本案は、3月5日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月12日にまとめと採決を行いました。令和8年度の被保険者数は、県の示した推計では7,675人と報告がありました。令和8年度より子ども・子育て支援金制度が始まり、国が試算した国民健康保険加入者1人当たりの拠出金は200円で、段階的に引き上げられ、令和10年度には400円になる予定であると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第13号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第13号 令和8年度南風原町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第13. 議案第14号 令和8年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第13. 議案第14号 令和8年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 議案第14号 令和8年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算 審査の経過 本案は、3月5日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月12日にまとめと採決を行いました。

した。令和8年1月末時点の被保険者数は4,085人との報告がありました。令和8年度より子ども・子育て支援金制度が始まり、国が試算した後期高齢者医療加入者1人当たりの拠出金は200円で、段階的に引き上げられ、令和10年度には350円になる予定であると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第14号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第14号 令和8年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第14. 議案第15号 令和8年度南風原町下水道事業会計予算

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第14. 議案第15号 令和8年度南風原町下水道事業会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 石垣大志君 おはようございます。それでは経済教育常任委員会の報告をいたします。議案第15号 令和8年度南風原町下水道事業会計予算 審査の経過 本案は、3月5日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。3月16日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、同日まとめと採決を行いました。審査の内容につきましてご報告いたします。まず、管渠費についてであります。令和8年度は委託費が大幅に増加しておりますが、その主な要因は、内水浸水想定区域図の作成、雨水管理総合計画の策定、事業計画の見直し、汚水処理構想の見直し、また、管路の老朽化対策として、調査業務の

実施によるものであります。このうち、計画策定等の業務は単年度事業であり、次年度以降は減少する見込みとなっていると説明がありました。一方で、管路調査については、老朽化対策として継続的に実施していくと説明がありました。次に、神里処理場についてであります。同処理場は老朽化が進んでいることから、令和8年度から令和12年度までの5年間で再整備を行う予定となっております。総事業費は約9億8,000万円を見込んでおり、令和8年度は設計業務を実施し、翌年度以降に改修工事に着手する計画であると説明がありました。最後に、下水道使用料についてであります。令和8年度に現行料金体系が運営費用に見合っているかの検証を行う委託業務を実施すると説明がありました。また、現在経費回収率が約7割程度にとどまっていることから、下水道事業経営戦略に基づき、令和8年度に審議会での意見を求め、段階的な下水道使用料改定を進めていくと説明がありました。討論に入り、討論はございませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第15号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第15号 令和8年度南風原町下水道事業会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第15. 議案第16号 令和8年度南風原町土地 画整理事業特別会計予算

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第15. 議案第16号 令和8年度南風原町土地画整理事業特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 石垣大志君 それでは議案第

16号 令和8年度南風原町土地画整理事業特別会計予算についてご報告いたします。 審査の経過 本案は、3月5日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。3月16日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、同日まとめと採決を行いました。審査の内容につきましてご報告いたします。まず、保留地処分状況についてであります。令和8年3月時点における保留地処分率は、件数で約48.4%、面積で約40.7%となっており、全体の約半分程度が未処分の状況であると説明がありました。また、一般会計からの繰入金については、これまで約54億3,000万円が繰り入れられており、この予算については人件費や維持管理費が含まれていると説明がありました。また、事業計画での町単独負担は、当初14億7,000万円から9回の計画変更により、現計画では約52億7,000万円であり、これまでに76.2%の約41億3,000万円が事業費として執行されていると説明がありました。討論に入り、討論はございませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第16号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第16号 令和8年度南風原町土地画整理事業特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第16. 議案第22号 南風原町教育委員会教育長の 任命について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第16. 議案第22号 南風原町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 赤嶺正之君 議案第22号 南風原町教育委員会教育長の任命について 南風原町教育委員会の教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。記 氏名 知念 功、生年月日、住所につきましては表記のとおりでございます。令和8年3月26日、南風原町長赤嶺正之。提案理由といたしまして、上記の者は、南風原町教育委員会の教育長として適任であると思慮し提案するものでございます。次のページに履歴書が添付されてございますので、お目通しのほどをお願いいたします。ご審議の上、同意を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありますか。5番 伊佐園恵議員。

○5番 伊佐園恵さん 2点質疑させていただきます。私の知る限り、教育長は元教諭でない方が4人続いております。知念氏は元、あるいは前教諭であるのかをお聞きしたいと思います。

もう一つは、今回なぜ教育長を変えるのかをお伺いいたします。この2点よろしくお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 町長。

○町長 赤嶺正之君 それではただいまのご質疑にお答えをいたします。まず、知念氏は町の元民生部長でございました。現在は大名区のほうの区長さんを務めております。それから、なぜ元教員の方ではないのかというご質疑ですが、南風原町といたしましては、平成13年度の4月に元役場職員でございます大城氏が教育長に就任以来、教育委員会も教育行政の一環だという位置づけがございまして、それをこれまで継承してきております。私もこれまで同様、教育委員会につきましては、教育行政だというふうな認識を持っておりますので、そのように行政経験者を教育長に任命したいというようなことでございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。以上です。

現金城教育長が3月31日をもって任期満了となるということでございます。

○議長 赤嶺奈津江さん 5番 伊佐園恵議員。

○5番 伊佐園恵さん 再質疑させていただきたいと思います。現場の教諭の方々からは、なぜ教育長が教員経験者でないのかという声を私のほうには届いておりますが、行政の皆様には、そのお声は届いていないのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 町長。

○町長 赤嶺正之君 ただいまのご質疑にお答えいたしますけれども、ほかの方々への声というのは届いて

いるかどうか、私のほうでは関知いたしておりませんが、少なくとも私のほうには、そういった意見はございませんでした。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑ありませんか。
(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第22号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第22号について討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第22号 南風原町教育委員会教育長の任命についてを採決します。本案は、原案のとおり同意する方は起立願います。

(起立多数)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立多数であります。したがって本案は、同意することに決定しました。

日程第17. 議案第23号 令和7年度南風原町一般会計補正予算(第9号)

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第17. 議案第23号 令和7年度南風原町一般会計補正予算(第9号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第23号 令和7年度南風原町一般会計補正予算(第9号) 令和7年度南風原町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。内容については担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 それでは議案第23号 令和7年度南風原町一般会計補正予算(第9号)について概要をご説明いたします。今回の補正は、事業の進捗状況により繰越手続の必要が生じたことによる繰越明許費の追加となります。

2ページをお願いいたします。第1表繰越明許費補正について説明します。2款1項. 一般事務費(備品購入費)110万9,000円は、事務用備品の一部納品に期間を要するため、令和8年4月末の完了を予定しております。以上が議案第23号の概要です。ご審議のほ

どよろしくをお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第23号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第23号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第23号 令和7年度南風原町一般会計補正予算（第9号）についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 報告第4号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第18. 報告第4号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 報告第4号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分をしたので同条第2項の規定により報告をいたします。内容については、担当者が説明をいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育部長。

○教育部長 与那嶺秀勝君 それでは報告第4号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について概要を説明します。

2ページをお願いします。専決処分について 1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について。2 相手方 南風原町字照屋在住の方です。3 事故の概要 令和8年1月11日、午前11時10分頃、南星中学校のグラウンドにおいて、野球部の練習試合中に、南星中学校生徒の打ったボールがフェンスを越え、相手方

住宅の屋根の一部を破損したものです。4 損害賠償額 23万3,200円となります。右の資料、事故発生状況略図のお目通しをお願いいたします。以上、報告第4号の専決処分の報告についての説明となります。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 私も野球好きですので幾つか確認させてください。この略図を見ますと、まず知りたいのは、打者の位置、ホームベースプレートから、防球フェンスまでの距離をまず知りたいです。そしてフェンスの高さ。それから、被害に遭われたお宅のお家までの距離。軟式だと思われるんですけども、何に当たって何が破損したんだろう。それでもう一つ知りたいのは、この日は日曜日だったようですけども、平日にも、あるいは日曜日でもそうかもしれませんが、このグラウンドの左側のほうでは、ほかの部活、ほかの生徒たちも何かを練習しているのかどうか。日常的に、ふだん。そして、これを見るとこれまでにあったのかなと思われるんですけども、これまでにあったのか。今後どういう対策を取られるのか。以上、お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時54分）

再開（午前11時07分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。学校教育課長。

○学校教育課長 玉那覇和彦君 大変失礼しました。ただいまの質疑にお答えいたします。打席からネットまでの距離については、約68メートルあります。フェンスの高さが約15メートル。打者から被害者宅までの距離が約100メートルありました。その日に他の部活の練習はあったかということだったんですけども、この日は練習試合ということで、野球部のみが使用したということですね。平日については、野球部とサッカー部が合同で、半分半分を使って練習をすることはあるという報告を受けております。これまでも事故があったのかという件につきましては、ボールが練習試合のときにフェンスを越えるということはあったということなんですが、今回のように賠償に至ったケースはないと把握しております。もう1点が、今後の対策なんですけれども、現在、練習においては、体育館側からじゃなくて、反対側のバックネット側から反対に打つような形で練習のほうはしているんですけども、今回は練習試合ということで、正式なバックネットがちゃんとある場所で試合のほうを行った。その結果、ボールが越えてしまったということとなっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 ありがとうございます。今の答弁では、私は……、すみません、勉強不足でよく知らないのですが、バックネットはこの図で見ると打球と書いてある、この右下にあるんですか、ふだんは。ということなんですね。ということですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 座らないと答弁できませんので。

○7番 岡崎 晋君 それを確認したい。それから、フェンスの高さが15メートルということでしたが、今後このフェンスを上げる予定はないのか。この2つ……、さっきの答弁で、何に当たって何が壊れたかは、答弁あった。この3つを再確認したいです。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 玉那覇和彦君 ただいまの質疑にお答えいたします。まず、バックネットは打者の後ろ側にありますので、この図で示しますと、体育館と打者の後ろがバックネットになっていると。レフト側にファウルを打った打球が民家に行ったというイメージですね。グラウンドがあって、打者の後ろがバックネットになっていて、そこから練習試合でレフト側に打って、ファウルボールがそのままフェンスを越えて民家に行ったというイメージです。被害者宅のどの部分に当たったかという、屋根のほうにプラスチックですかね、ファイバーですかね、日が差す、日を入れるようなものがあるんですが、そこにぶつかって、そこが破損したという形となります。フェンスの高さを上げる予定はないかという質疑ですけれども、今ちょっと南星中学校のほうは、ほかの南風原中学校は約10メートルの高さなんですけれども、今現在でも高めに設置している状態でありまして、さらに上げるかどうかというのは、また今後検討が必要になるかと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 ありがとうございます。普通は右打者が多いと思われるので、普通に考えれば右下のほうにバックネットが来るのかなと思うんですけれども、体育館との関連で右上にバックネットを設けたのかなとも思われますが、フェンスをかさ上げるのも、多分底から頑丈にしなきゃいけないと思うので、なかなか難しいと思うんですけれども、左側のほうにも住宅があるんでしょうか。それは是非今後検討する必要があります。将来を嘱望される大物が現れてきたのかなとも思いながら、100メートルも飛ばしたという打者がいたということで期待もしますけれども、今後も善処をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑ありませんか。
(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第4号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告については、これをもって終了します。

日程第19. 陳情(令和7年)第13号 令和8年度社会福祉施策及び予算の充実について(陳情)

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第19. 陳情(令和7年)第13号 令和8年度社会福祉施策及び予算の充実について(陳情)を議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 陳情(令和7年)第13号 令和8年度社会福祉施策及び予算の充実について(陳情) 審査の経過 本件は令和7年12月9日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では3月16日に委員会を開き、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。
(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情(令和7年)第13号について討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情(令和7年)第13号 令和8年度社会福祉施策及び予算の充実についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって委員長報告のとおり、本件は採択することに決定しました。

日程第20. 陳情(令和7年)第19号 南風原町法人立保育園園長会からの陳情書

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第20. 陳情(令和7年)

第19号 南風原町法人立保育園園長会からの陳情書についてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 陳情（令和7年）第19号 南風原町法人立保育園園長会からの陳情書 審査の経過 本件は3月3日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では3月16日に委員会を開き、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情（令和7年）第19号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情（令和7年）第19号 南風原町法人立保育園園長会からの陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって委員長報告のとおり、本件は採択することに決定しました。

日程第21. 意見書第1号 イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交による平和解決を求める意見書

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第21. 意見書第1号 イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交による平和解決を求める意見書についてを議題とします。まず本案に関し、提出者からの趣旨説明を求めます。2番 大城重太議員。

○2番 大城重太君 それでは読み上げて提案いたします。意見書第1号。令和8年3月26日。南風原町議会議員 赤嶺奈津江殿。提出者 南風原町議会議員 大城重太、賛成者 南風原町議会議員 玉城陽平、大城雅史、石垣大志、照屋仁士、知念富信。イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交による平和解決を求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出し

ます。

イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交による平和解決を求める意見書 南風原町議会は、米国およびイスラエルによるイランへの軍事攻撃と、それに対するイランの報復攻撃に、深い懸念を表明します。中東地域における軍事衝突の激化は、世界の平和と安定を脅かすだけでなく、ホルムズ海峡が封鎖されたことにより、原油輸送に影響を及ぼし、日本国内でも既にガソリンの価格が高騰し、エネルギー供給や物価高騰などを通じて、日本国民及び本町町民生活にも重大な影響を及ぼしはじめています。さらに、イランの報復攻撃も湾岸諸国に拡大しており、地域の緊張は一層高まっています。令和8年（2026年）2月28日に開始された、米国とイスラエルによるイランへの先制攻撃は、多くの尊い命を危険にさらし、国際社会の平和と安定を揺るがすものにほかありません。これは、国連憲章と国際法を無視した先制攻撃であり、いかなる理由があったとしても外交協議を一方的に打ち切る形での軍事行動は、平和的解決の道を閉ざすものとして、許されるものではありません。この度の軍事攻撃により、多数の死傷者を生じさせている現状があり、罪のない子どもたちを含む多くの一般市民が犠牲になっております。中東地域のみならず、世界全体の平和、安定を脅かす深刻な事態を引き起こすことは絶対に阻止しなければなりません。80年前の沖縄戦では、住民を巻き込んだ筆舌に尽くしがたい戦禍で20万人を超える命が失われ、南風原町でも当時の村民の44.4%にあたる3万505人の尊い命を失いました。戦争は一人ひとりの夢や希望、日常を一瞬で奪い去ります。この歴史を踏まえ、南風原町議会は、関係各国に対し、イランへの軍事攻撃の即時停止と対話・交渉による中東地域における平和的解決を求めます。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和8年（2026年）3月26日。沖縄県島尻郡南風原町議会議員 赤嶺奈津江。提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣。以上でございます。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前11時22分）

再開（午前11時23分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。2番 大城重太議員。

○2番 大城重太君 先ほど述べました数字につきまして、修正を行いたいと思います。南風原町でも当時の村民の44.4%にあたる3万505人と述べさせていただきましたが、正しくは3,505人でした。以上、修正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑ないようですので、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第1号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって意見書第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第1号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第1号 イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交による平和解決を求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第22. 決議第2号 閉会中の議員派遣について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第22. 決議第2号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって閉会中の議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

続きまして、ただいま決定していただきました閉会中の議員派遣の日時、場所、派遣議員等の内容の変更等については、議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって閉会中の議員派遣に関する内容の変更については、議長に委任することに決定しました。

○議長 赤嶺奈津江さん 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会において議案及び意見書等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。休憩します。

休憩 (午前11時26分)

再開 (午前11時27分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

○議長 赤嶺奈津江さん 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和8年第1回南風原町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 (午前11時27分)